

平成21年度環境省政策評価書（事後評価）要旨

評価実施時期：平成22年4月

担当部局：環境保健部

施策名：（施策7）環境保健対策の推進

施策体系：（目標7-1）公害健康被害対策（補償・予防）

評価結果の概要

【達成の状況】

○公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者への補償及び健康被害の予防に成果があった。

【必要性】

○公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の予防を図っていくことは環境行政の重大な責務である。

【有効性】

○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の予防を図った。

【効率性】

○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について着実に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民のぜんそく等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点化を図り、ニーズを踏まえた事業の見直しを行うなど、患者や地方公共団体の要望に適切に対応した。

【今後の展開】

○公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公正で効果的・効率的に実施する。なお、公害健康被害予防事業においては、ソフト3事業（健康相談、健康診査、機能訓練事業）の事業実施効果を測定・把握するための調査を平成22年度より実施する。

○地域人口集団の健康状態と環境汚染との関係については、引き続き、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、環境汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。

○幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がないことから、平成17年度から小学生を対象とした学童コホート調査を、平成18年度から幼児を対象とした症例対照調査を、平成19年度から成人を対象とした疫学調査をそれぞれ実施し、得られたデータについて、集計・解析し、結果を取りまとめる。